

# PF0A等の第一種特定化学物質への指定等に係る スケジュールの変更



2020年1月16日(木)に行われました三省合同会合(厚生労働省、経済産業省、環境省)において、第一種特定化学物質に指定することが適当とされたジコホル、ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及び PFOA 関連物質の第一種特定化学物質への指定等に係るスケジュールの変更についての報告等がありました。

ジコホル、PFOA とその塩及び PFOA 関連物質については、2019年4月末から2019年5月頭にかけて開催された残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約第9回締約国会議(COP9)において、附属書A(廃絶)に追加することが決定されました。

これを踏まえ、2019年7月24日の3省合同会合において、ジコホル、PFOA とその塩及び PFOA 関連物質を化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。)の第一種特定化学物質に指定することが適当であるとの結論が得られ、2019年9月20日の3省合同会合において、必要な措置についてとりまとめられました。

その内容について、2019年11月15日から12月14日にかけてパブリックコメントにより意見募集がされた結果、エッセンシャルユースの指定等について追加の検討が必要な事例が確認されました。そのため、現在スケジュールの見直しがされており、ジコホル、PFOA とその塩及び PFOA 関連物質の第一種特定化学物質への指定及びエッセンシャルユースの指定、輸入禁止製品等の措置についての施行が2020年12月以降になる見込みです。

今後の予定(不確定要素が含まれるため、前後する可能性があります。)

- ・2020年3月26日:3省合同会合におけるエッセンシャルユース等に係る審議
- ・2020年6月以降:TBT通報(世界貿易機関(WTO)の貿易の技術的障害に関する協定(TBT協定)に基づき、WTO事務局に本件を通報し加盟国から意見を受付)、化審法施行令の一部を改正する政令案に関するパブリックコメント、政令の公布
- ・2020年12月:ジコホル、PFOAとその塩及びPFOA関連物質の第一種特定化学物質への指定、エッセンシャルユース等について施行
- ・2020年12月以降:PFOA とその塩及び PFOA 関連物質使用製品の輸入禁止措置について施行

当社では、PFOS や PFOA の分析に対応しております。お気軽にお問合せ下さい。

資料 [2019年12月23日付 環境省報道発表資料\(配布資料\)](#)  
[2020年1月16日付 環境省 議事要旨](#)

分析技術箇所 長谷川知草

The Knights of Environmental Science PFOS、PFOA とは？

**内藤環境管理株式会社**

〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051-2  
TEL.0120-01-2590 FAX.048-886-2817  
URL: www.knights.co.jp

有機フッ素化合物で撥水、撥油性があり、難分解性で安定しているため、コーティング剤や界面活性剤などとして様々な製品に使用されてきました。しかし、その安定性から環境中の残留性や生体中の蓄積性が問題視され、国内外で規制の動きがあります。

お問合せはこちら